

平成 28 年 10 月 14 日

事業主様

事務担当者様

埼玉機械工業厚生年金基金

短時間労働者に対する適用拡大に係る事務の取り扱いについて

平素より、厚生年金基金の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生年金保険法の一部改正により、平成 28 年 10 月 1 日から、短時間労働者への社会保険適用拡大が施行されます。つきましては、下記ご参考のうえ、事務手続きについてご理解、ご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご参考…日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.html>

記

【全事業所 共通】

被保険者資格の基準 (4 分の 3 基準) が法律上明文化されました

「適用事業所と短時間労働者が常用的使用関係にあるかどうか」については、これまで行政の通達に基づき運用されてきましたが、今回の改正に伴い、判断基準が法律条文として明文化されることになりました。

従来取り扱い		平成 28 年 10 月 1 日以降の取り扱い
「1 日または 1 週の所定労働時間」及び 「1 月の所定労働日数」が、 常時雇用者のおおむね 4 分の 3 以上	⇒	「1 週の所定労働時間」及び 「1 月の所定労働日数」が、 常時雇用者の 4 分の 3 以上

*4 分の 3 基準を満たさない場合であっても、特定適用事業所*に勤務される方で、下記 4 要件全てに該当する短時間労働者については、新たに社会保険適用の対象となります。

※特定適用事業所とは、常時 501 人以上の被保険者を使用する企業をいいます。

- ① 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が継続して 1 年以上見込まれること
- ③ 月額賃金が 88,000 円以上であること
- ④ 学生でないこと

標準報酬月額の下限が1等級追加され98千円から88千円となります

平成28年9月現在で標準報酬月額が第1等級98,000円の加入員の方が、平成28年10月以降の新しい等級表にあてはめた結果、追加される第1等級88,000円に該当する場合は、事業所より当基金へお届けいただいた直近の報酬月額（報酬の実額）のデータをもとに等級変更の処理をおこない、後日、決定通知書を事業所様宛に送付いたします。

今回の法改正による、事業所様から当基金への月額変更届の提出は、必要ありません。

※日本年金機構より届きました通知と、当基金から送付された通知とで相違がある場合には、

お手数ですが当基金までお申し出いただけますよう、ご協力の程をお願い申し上げます。

改正前				⇒	改正後			
標準報酬		報酬月額			標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満	等級	月額	円以上	円未満	
				1	88,000	≈	93,000	
1	98,000	~	101,000	2	98,000	93,000 ~	101,000	
2	104,000	101,000 ~	107,000	3	104,000	101,000 ~	107,000	
}					}			
30	620,000	605,000 ~		31	620,000	605,000 ~		

平成28年10月（11月末納付）分以降に適用される等級表の詳細につきましては、別添の「基金掛金・厚生年金保険 保険料額表」をご覧ください。

【特定適用事業所のみ】

「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者の「資格取得届」

今回の適用拡大に伴い、国の各種届書等の様式変更がおこなわれております。

国の被保険者資格取得届は、一般保険者と短時間労働者の区別のため、備考欄に「短時間労働者（3/4未満）」のチェックボックスが追加されております。当面の間は変更前の様式を使用可能ですので、恐れ入りますが引き続き現行の届出用紙をご使用ください。該当の方の届出をご提出される場合、大変お手数ですが備考欄へ「短時間労働者」と記載のうえ、ご提出ください。

また、短時間労働者から一般労働者へ、一般労働者から短時間労働者へ区分が変わったときは、「加入員区分変更届」を提出してください。（※9月末時点で加入員数が501人以上の事業所様につきましては、今回別紙添付させていただきました）

ご不明な点がございましたら、基金事務局までお問い合わせください。

以上

埼玉機械工業厚生年金基金

Tel 048-652-1260 / Fax 048-651-2855
〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町1丁目3番地
<http://www.nenkin-kikin.jp/saiki/>